## 飼養衛生管理基準のポイント第30号

令和3年11月10日

Ⅱ-26 ねずみ及び害虫の駆除

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。 今回は、「ねずみ及び害虫の駆除」です。

(基準本文)

26 ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの 設置その他の必要な措置を講ずるとともに、家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合 には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。



ねずみだけじゃなく、ハエの駆除まで基準に決められて いるんだねぇ・・



ハエやその他の害虫はウイルスが含まれた糞や汚れを体や 口にくっつけて家きん舎にはいってきてるかもしれんじゃろ。 体は小さいけど、野生動物と同じように気をつけないとい けないんじゃ。



そうはいっても、ハエや害虫をゼロにすることは難しい と思うんだけど・・



そうじゃな。ゼロにはできなくても、害虫の数を減らして、 リスクを下げる、というのがねらいなんじゃ。



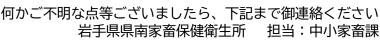
害虫は少ない方が鶏も人も気持ちいいから対策はしてる けど、病気の対策にもなるなら一石二鳥と思ってもう少し しっかりやってみようかな。





それから、ねずみや害虫の侵入場所にならないよ う、屋根や壁の破損は早めに修理するんじゃ。 "まだ大丈夫"と油断してると、気がついたときに は穴が空いてるかもしれんからな。





Tel: 0197-23-3531 FAX: 0197-23-3593 E-mail: CE0003@pref.iwate.jp



